

長崎県パーキング・パーミット（身障者用駐車場利用証）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、長崎県（以下「県」という。）が県内に共通する身障者用駐車場利用証（以下「利用証」という。）を交付し、身障者用駐車場を利用できる者を明確にすることにより、身障者用駐車場の適正利用を図るため、長崎県福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、身障者用駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的施設 条例第2条第2項に規定する特定生活関連施設
- (2) 施設管理者 特定生活関連施設を管理する者
- (3) 身障者用駐車場 特定生活関連施設にある身障者用駐車場のうち、県と施設管理者が別に定める協定書を締結した身障者用駐車場

（県と施設管理者の役割）

第3条 県は、身障者用駐車場を利用できる者に対し、利用証を交付するものとし、施設管理者は身障者用駐車場の適正利用に努めるものとする。

（利用証を交付する者の範囲）

第4条 利用証を交付する者は、次のいずれかに該当するものとし、交付基準は別表のとおりとする。

- (1) 身体障害者のうち歩行困難と認める者
- (2) 高齢、難病、知的障害により歩行困難と認める者
- (3) 一時的に歩行困難と認める者
 - イ けが人（車いす、杖等使用期間）
 - ロ 妊産婦（歩行困難時から乳児の首が座るまで）

（利用証の交付方法）

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証交付申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を県に提出するものとする。

ただし、利用証の交付に協力する市町にあっては、利用証の交付を当該市町に申し出ることができるものとする。

（利用証の交付）

第6条 県は、身障者用駐車場の利用が適当と認める者に対し、利用証（様式第2号）を交付するものとする。

ただし、利用証の交付に協力する市町は、身障者用駐車場の利用が適用と認める者に対し、利用証（様式第2号）の交付ができるものとする。

- 2 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用証を車両前部の外側から容易に識別できる位置に表示するものとする。
- 3 利用証の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 身体障害者及び難病等により歩行困難と認める者 1年以上（第4条に定める交付基準に該当しなくなるまで）

(2) 一時的に歩行困難と認める者 1年未満で必要な期間

(利用証の再交付)

第7条 利用者は、利用証の紛失、汚損により再交付を受けようとするときは、利用証再交付申出書（様式第3号）を県に提出するものとする。

ただし、利用証の交付に協力する市町にあっては、利用証の再交付を当該市町に申し出ることができるものとする。

(利用証の返却)

第8条 県は、次の各号に該当する場合には、利用証の返却を求めるものとする。

(1) 利用者が第4条に該当しなくなったとき

(2) 利用者が利用証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、又は利用させたとき

(3) その他身障者用駐車場の管理上不適切と判断される行為を利用者が行ったとき

(施設管理者の協力)

第9条 施設管理者は、身障者用駐車場の適正利用について 指導・案内表示等をするものとする。

(周知)

第10条 県及び施設管理者は、身障者用駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県福祉保健部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年8月1日から施行する。

2 この要領は、平成21年9月1日から施行する。

2 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

別 表

長崎県パーキング・パーミット利用証交付基準

○身体障害者

身 体 障 害 区 分		対 象 等 級
視覚障害		1級から4級
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	3級、5級
音声言語機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	1級から2級
	下肢	1級から6級
	体幹	1級から5級
脳原性の運動機能障害	上肢機能	1級から2級
	移動機能	1級から6級
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	1級、3級、4級
	腎臓機能障害	1級、3級、4級
	呼吸器機能障害	1級、3級、4級
	膀胱又は直腸機能障害	1級、3級、4級
	小腸機能障害	1級、3級、4級
	肝臓機能障害	1級から3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級

○けが人 車いす、杖等使用期間

○妊産婦 妊娠7ヶ月～産後3ヶ月

○高齢者 要介護度1以上

○難病者 特定疾患医療受給者

○知的障害者 障害の程度が重度の方(療育手帳の障害の程度欄「A」)